

犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定に向けて取り組んでいきます

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪被害者等の支援に関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした上で相互に連携・協力することが重要かつ効果的であることから、本市では、できるだけ早期に犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定できるよう取り組んでまいります。

このため、犯罪被害者等支援施策に係る専門的知見に基づく様々な意見を聴取するため、外部有識者による会議(市犯罪被害者等支援に係る有識者会議)を設置するとともに、併せて既存の支援やサービスの活用や今後の連携・協力体制の構築に向けた検討を進めるため、庁内検討会議を設置し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定に向けて検討を行います。

なお、次のとおり第1回市犯罪被害者等支援に係る有識者会議を開催する予定です。

《第1回市犯罪被害者等支援に係る有識者会議》

- 1 日 時
令和4年7月8日(金) 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所
相模原市民会館 2階 第2中会議室(相模原市中央区中央3丁目13-15)
- 3 議 題(予定)
 - (1) 本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について
 - (2) 他都市の取組について
 - (3) 本市の犯罪被害者等支援の在り方について
- 4 有識者会議委員構成(予定)

犯罪被害者支援に精通した学識経験者や弁護士、公認心理士、被害者団体などのほか、支援機関として、認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター、神奈川県警察及び神奈川県による構成を予定しています。

本市の犯罪被害者等支援の現状と課題

- ◎ 本市では、犯罪等により心身に被害を受けた方やその家族等を対象とした『相模原市犯罪被害者等相談窓口(市民局交通・地域安全課内)』を平成27年3月に設置し、相談にに応じているほか、相談内容に応じて庁内関係課や、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」などの関係機関が行う支援につなげています。
- ◎ 犯罪被害者等基本法では、『地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』とされていますが、本市では犯罪被害者等に特化した支援がないことや市犯罪被害者等相談窓口の認知度が低く、相談件数も少ないため、市内の犯罪被害者等の支援ニーズを把握することが困難であることなどが課題となっています。

【問い合わせ】

交通・地域安全課

電話 042-769-8229 (直通)